11月は労働保険適用促進強化期間です

事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか？労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

◎問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局総務部労働保険徴収課
☎011－709－2311
留萌労働基準監督署　☎42－0463
留萌公共職業安定所　☎42－0388

アイヌの方々からのご相談をお受けします

公益財団法人　人権教育啓発推進センターでは、厚生労働省の平成25年度社会福祉推進事業により、アイヌの方々のための電話相談を行なっています。

嫌がらせ・差別・プライバシー侵害等のご相談もお受けしますので、お気軽にご相談ください。（相談無料・匿名可・秘密厳守）

◆受付期間　平成26年１月19日（日）まで
（平成25年12月28日～平成26年１月５日を除く）

◆受付時間　平日：10時～20時
土・日・祝日：10時～18時

◎アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル
☎0120－771－208

がん講演会のご案内

「傍らにいるということ　～がんになっても自分らしく生きるとは～」をテーマに講演会を行います。講師は、北海道医療大学客員教授（元東札幌病院副院長）の石垣靖子氏です。参加をご希望の方は、11月15日（金）までに下記へお申し込みください。

◆日時　11月21日（木）10時～12時

◆場所　留萌市立病院　２階講堂

◆対象　がんで療養中の方、ご家族、一般の方、保健・医療・在宅療養に関わる方

◎申し込み・問い合わせ先

留萌保健所企画総務課保健推進係　☎42－8312

必ずチェック最低賃金！使用者も 労働者も

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時・パートタイマー・アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金（地域別）が、次のとおり改定されました。

最低賃金額　時間額　７３４円
効力発生年月日　平成25年10月18日

○最低賃金には、精皆勤手当・通勤手当・家族手当・臨時に支払われる賃金・時間外等割増賃金は算入されません。

○最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

◎問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金課
☎011－709－2311
留萌労働基準監督署　☎42－0463

留萌農業改良普及センター事務所移転について

11月５日（火）に、北海道留萌農業改良普及センターの事務所が移転します。

移転作業に伴い、11月５日前後に電話やＦＡＸが不通となる日が生じる予定です。その際は、北海道留萌振興局産業振興部農務課農政係（☎42－8480・FAX 42－4407）までご連絡ください。

◆移転前住所

羽幌町寿町２番地

◆移転後住所

羽幌町南６条２丁目16番地の４
オロロン農業協同組合地域農業振興センター内
（電話・FAX番号は変更ありません）

電気メーターには有効期限があります

取引や証明に使用される電気メーターは検定が必要であり、その有効期限が定められています。有効期限は、電気メーターに貼られたシールで確認してください。シールがないものや、有効期限が切れた電気メーターは使用できません。

◎問い合わせ先

日本電気計器検定所北海道支社 ☎011－668－2437
北海道経済産業局資源エネルギー環境部電気・ガス事業室　☎011－709－8353